

2009.6.6 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

期末・勤勉手当を一部凍結する法律が国会で制定

本学でも 6 月期賞与は 0.2 ヶ月分が凍結 組合側提示案の
実現ならず 今後の交渉は凍結分の使用方法へ

先週学長が通達された通り、今夏ボーナスで 0.2 ヶ月相当額が暫定的に凍結されることになりました。計 3 回の労使交渉、特に最終回は休憩を挟みながら現行の制度下で実施可能な方法の提案をもってマイナスを押し戻す交渉を続けました。法人も役員会を開催して組合案の検討を行うだけでなく、労使交渉の現場で電卓を叩きながら試算を行うなど、お互いできる限りの努力を続けましたが最終的には勧告通りとなりました。結局のところ足かせとなったのは、前回のニュースの通り、与党への凍結順守の報告義務です。経営陣はペナルティーを恐れています。

一旦 0.2 ヶ月分の人件費が凍結されると、もはや既存の制度では使用できません。この凍結人件費を使用可能とする法律案が 8 月以降に人事院から国会に対して提議されます。その内容を見ながら、**組合執行部は凍結人件費を各組合員のために直接使用する方法を考案するつもりです。**ただ、これも決して容易な事ではありません。**組合員の方々の知恵を是非執行部にお貸し下さい。**

平成 21 年度夏季一斉休業について

業務休止できる組織で 8 月 12 日(水)・13 日(木)・14 日(金)
に実施することで検討中 組合側も賛意を示す

ご承知のように、平成 19 年度から夏季一斉休業が試行的に実施されています。**この間、夏季特別休暇取得者の割合が 19%増加**し、休暇取得促進に寄与している事が認められますので、今年度も上記の日程で行う事で検討が進められています。実施組織は事務局各課、高度技術支援センター、保健管理センターなど**計 10 の組織**が予定されています。

この一方で、教員が多数を占める工芸科学研究科やショウジョウバエ遺伝資源センターなど**9 つの組織**では夏季一斉休業が実施されてはいません。これは**職員構成比で 63%**に及んでいます。必然的にそれら 9 つの組織では休暇取得率が非常に低くなっており、心身のリフレッシュや育児等への参加、冷房エネルギーの低減などに対する意識向上が法人より求められています。